

町田市民病院消防設備修繕仕様書

1 適用

本仕様書は、「町田市民病院消防設備修繕」に適用する。

2 契約の目的

この契約は、委託者の「町田市民病院消防設備修繕」を受託者に発注し、長期使用に伴い消防設備の不具合があり、火災時に正常動作が出来なくなる恐れがあるため、修繕を行い火災時に正常動作することを目的とする。

3 履行場所

町田市旭町2丁目15番41号 町田市民病院

4 履行期限

契約確定日から2026年3月17日

5 修繕内容

- | | |
|---------------|----|
| (1) スプリンクラー設備 | 1式 |
| (2) 不活性ガス消火設備 | 1式 |
| (3) 自動火災報知設備 | 1式 |
| (4) 避難器具 | 1式 |
| (5) 誘導灯及び誘導標式 | 1式 |
| (6) 排煙設備 | 1式 |
| (7) 連結送水管設備 | 1式 |
| (8) 防排煙制御設備 | 1式 |
| (9) アスベスト含有調査 | 1式 |
| (10) その他諸経費 | 1式 |

修繕概要 (参考)

スプリンクラー設備	数量
南棟4階ナースエイド室スプリンクラー増設	
・スプリンクラーヘッド(ヤマト 2種 R2.3)	1 個
・巻き出しフレキ管(3m)	1 本
・消耗品雑材料費	1 式
・配管工事費	1 式
・水抜き、水張り及び試験調整費	1 式
南棟7階器材室スプリンクラー増設	

・スプリンクラーヘッド(ヤマト 2種 R2.3)	5	個
・巻き出しフレキ管(3m)	5	本
・配管用炭素鋼鋼管(40A)	14	式
・配管用炭素鋼鋼管(32A)	2	m
・配管用炭素鋼鋼管(25A)	2	m
・トップアウトレット(100A×40A)	1	個
・配管継手類	1	式
・配管支持吊り金物	1	式
・消耗品雑材料費	1	式
・分岐口取り出し工事費	1	式
・配管工事費	1	式
・雑工事費	1	式
・水抜き、水張り及び試験調整費	1	式
不活性ガス消火設備	数量	
放出表示灯(日本ドライケミカル ST-S-I 24V)	3	台
機器取替費	1	式
試験調整費	1	式
自動火災報知設備	数量	
発信機カバー(ホーチキ PRI-1)	1	個
表示灯(ホーチキ TL-14)	1	個
機器取替費	1	式
ガス漏れ火災警報設備	数量	
ガス漏れ検知器ヘッド(パナソニック SH16933)	2	個
機器取替費	1	式
試験調整費	1	式
避難器具	数量	
「救助袋」標識	2	枚
機器取替費	1	式
誘導灯及び誘導標式		
誘導灯バッテリー	数量	
・パナソニック FK125⇒FK725	1	個
・パナソニック FK341⇒FK828	1	個
本体器具		
・パナソニック 避難口C級 FA10312CLE1	2	台
誘導口C級パネル(パナソニック FK10300)	2	枚

機器取替費	1	式
試験調整費	1	式
排煙設備	数量	
排煙口本体器具(700×700)	2	台
機器取替費	1	式
結線作業費	1	式
試験調整費	1	式
諸経費	1	式
排煙給気口本体器具(QFWD-S-5M 自動復帰型)	9	台
機器取替費	1	式
結線作業費	1	式
試験調整費	1	式
連結送水管	数量	
東棟連結送水管耐圧試験(湿式1系統)	1	式
南棟連結送水管耐圧試験(湿式2系統)	1	式
防排煙制御設備	数量	
ハンドルボックスフェース(CABLEX SLA80260-A-100)	1	台
ワイヤーロープ	1	式
機器取替費	1	式
試験調整費	1	式
諸経費	1	式
防火扉建付け調整費	1	式
試験調整費	1	式
スプリンクラー設備	数量	
南棟4階ナースエイド室スプリンクラー増設		
・スプリンクラーヘッド(ヤマト 2種R2.3)	1	個
・巻き出しフレキ管(3m)	1	本
・消耗品雑材料費	1	式
・配管工事費	1	式
・水抜き、水張り及び試験調整費	1	式
南棟7階器材室スプリンクラー増設		
・スプリンクラーヘッド(ヤマト 2種R2.3)	5	個
・巻き出しフレキ管(3m)	5	本
・配管用炭素鋼鋼管(40A)	14	式

・配管用炭素鋼鋼管(32A)	2	m
・配管用炭素鋼鋼管(25A)	2	m
・トップアウトレット(100A×40A)	1	個
・配管継手類	1	式
・配管支持吊り金物	1	式
・消耗品雑材料費	1	式
・分岐口取り出し工事費	1	式
・配管工事費	1	式
・雑工事費	1	式
・水抜き、水張り及び試験調整費	1	式
不活性ガス消火設備	数量	
放出表示灯(日本ドライケミカル ST-S-I 24V)	3	台
機器取替費	1	式
試験調整費	1	式
自動火災報知設備	数量	
発信機カバー(ホーチキ PRI-1)	1	個
表示灯(ホーチキ TL-14)	1	個
機器取替費	1	式
ガス漏れ火災警報設備	数量	
ガス漏れ検知器ヘッド(パナソニック SH16933)	2	個
機器取替費	1	式
試験調整費	1	式
避難器具	数量	
「救助袋」標識	2	枚
機器取替費	1	式
誘導灯及び誘導標式		
誘導灯バッテリー	数量	
・パナソニック FK125⇒FK725	1	個
・パナソニック FK341⇒FK828	1	個
本体器具		
・パナソニック 避難口 C 級 FA10312CLE1	2	台
誘導口 C 級パネル(パナソニック FK10300)	2	枚
機器取替費	1	式
試験調整費	1	式
排煙設備	数量	

排煙口本体器具(700×700)	2	台
機器取替費	1	式
結線作業費	1	式
試験調整費	1	式
諸経費	1	式
排煙給気口本体器具(QFWD-S-5M 自動復帰型)	9	台
機器取替費	1	式
結線作業費	1	式
試験調整費	1	式
連結送水管	数量	
東棟連結送水管耐圧試験(湿式1系統)	1	式
南棟連結送水管耐圧試験(湿式2系統)	1	式
防排煙制御設備	数量	
ハンドルボックスフェース(CABLEX SLA80260-A-100)	1	台
ワイヤーロープ	1	式
機器取替費	1	式
試験調整費	1	式
諸経費	1	式
防火扉建付け調整費	1	式
試験調整費	1	式

6 施工条件

- (1) 作業日程および作業詳細については担当職員と調整すること。
- (2) 作業日は原則土日とするが、担当職員の承認があった場合は平日及び時間外の作業を認める。
- (3) 施設の性質上、作業中に騒音や振動の発生する作業等が制約される事があるため、事前に担当職員と打ち合わせを行い実施すること。
- (4) 現場の安全管理並びに施設利用者への安全については十分に注意して作業を行うこと。
- (5) 本修繕中は、必要な養生を行い、建物等に損害を与える恐れのある場合は保護養生の措置を講じなければならない。

7 一般事項

- (1) 更新する機器は全て新品とし日本工業規格 (JIS) 等に定められているものはこれらの規格品を使用すること。
- (2) 調達対象物品の搬入、設置及び旧物品の廃棄処分に関しては、すべて受注者が適正処理を行うこと。また、廃棄処分は産業廃棄物管理票で行うこと。

- (3) 本修繕は仕様書によるほか、その他関係法規に基づき実施すること。
- (4) 本修繕の遂行上、諸手続き等が生じた場合は、受注者がこれを代行すること。

8 特記事項

- (1) 既存液酸タンクが使用困難な場合であっても、院内各部署に供給可能にすること。
- (2) 供給圧力は基準の圧力であること。
- (3) 作業に関しては、町田市民病院の施設管理・運營業務の受託者と十分協議を行い、連携を図った上で作業を行うこと。
- (4) 作業に関しては、町田市民病院の各部署と十分連携を図った上で作業を行うこと。

9 提出書類

- (1) 作業計画書 1部
- (2) しゅん工図 2部
- (3) 報告書 1部
新設品等及び施工前・施工中・施工後を撮影し、A4版縦ファイルに綴じて提出すること。なお、写真はカラーサービス版とする。
- (4) ディーゼル車使用報告書 1式
- (5) 産業廃棄物管理伝票 1式

10 車両の使用

契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

11 安全対策等

本契約を実施するにあたり関係法令を順守し、施設及び第三者に損害を及ぼさないよう安全性の確保に十分留意し、損害を及ぼした場合の一切の費用等は受注者の責任において速やかに対処すること。

12 軽微な変更

作業に大きな影響のない軽微な変更は、担当職員と協議のうえ実施する。

13 試運転および運転指導

本装置の据付完了後、工期内に試運転および運転確認を実施する。試運転については、原則担当職員立会のもと行う。

14 保証

本修繕の保証期間は、正式引き渡し日より1年間とする。引き渡し日より1年以内に生じた故障等は、受注者の負担にて速やかに処置することとする。

15 支払業務

支払については、完了報告書を提出し、検査の合格後に請求に基づき支払をする。

16 定めのない事項

本仕様に明記されていない事項であっても、その性質上当然に当契約に必要なものは全て受注者の負担で実施すること。

17 その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議の上実施する。